

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人国家基本問題研究所（以下「当研究所」という。）の定款第20条及び第38条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当研究所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第16条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分する。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分する。

(報酬の支給)

第3条 当研究所は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とする。
- 3 常勤の評議員には、定款第20条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給する

ことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 当研究所の常勤役員の報酬月額の後記「役員の報酬月額」とおりにする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 当研究所は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 当研究所は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成 23 年 10 月 30 日から施行する。
2. 改正後の規定は、平成 24 年 3 月 23 日から施行する。

記

常勤役員の報酬月額

- ・理事長、副理事長及び理事 年額 500 万円の範囲内で理事会において決定する。

改訂後	改訂前
・理事長、副理事長及び理事 <u>年額 500 万円</u> の範囲内で理事会において決定する。	・理事長、副理事長及び理事 <u>年額 100 万円</u> の範囲内で理事会において決定する。